

墨田区告示第167号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定する。

令和8年4月1日

墨田区長 山本 亨

- 1 指定納付受託者  
東京都港区南青山五丁目1番22号  
株式会社ジェーシービー
- 2 指定納付受託者が納付する歳入の種類  
(1) 国民健康保険料及びこれに係る延滞金  
(2) 後期高齢者医療保険料及びこれに係る延滞金  
(3) 介護保険料及びこれに係る延滞金
- 3 指定納付受託者が納付の対象とするもの  
次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカードによる納付  
(1) J C B  
(2) A M E X  
(3) D i n e r s
- 4 指定する期間  
令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで